

第十八号議案

江戸川区事務手数料条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和四年二月十七日

提出者

江戸川区長

齊

藤

猛

江戸川区事務手数料条例の一部を改正する条例

江戸川区事務手数料条例（昭和五十一年三月江戸川区条例第八号）の一部を次のように改正する。

別表第二都市開発部の表七十一の項中「、同項第七号イ、第六十八条の六十九第三項第五号イ若しくは」を「又は」に改め、同表七十二の項中「、同項第七号ロ、第六十八条の六十九第三項第六号」を削り、同表七十五の項中「、1の口の（一）又は1の八の（一）」を「又は1の口の（一）」に改め、「を、当該建築物における認定申請戸数で除して得た額（百円未満の端数があるときは、百円未満の額を切り捨てて得た額）」を削り、同項の一のイ中「区長が指定する者が作成した長期優良住宅の普及の促進に関する法律第六条第一項各号（第三号を除く。）に掲げる基準に適合していることを示す書類」を「住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第六条の二第五項の確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写し」に改め、同項の一のイの（一）中「七千二百円」を「七千百円」に改め、同項の一のイの（五）中「六万千円」を「五万七千円」に改め、同項の一のイの（六）中「十万四千円」を「九万四千円」に改め、同項の一のロを削り、同項の一の八中「及び口の八の（二）中「十万九千円」を「十二万二千円」に改め、同項の一の八の（三）中「十七万五千円」を「十九万六千円」に改め、同項の一の八の（四）中「三十四万五千円」

付
則

を「三十八万六千円」に改め、同項の一の八の(五)中「六十一万七千円」を「六十
九万千円」に改め、同項の一の八の(六)中「百六万二千円」を「百十八万八千円」
に改め、同項の一中八を口とし、同項の二のイの(五)中「八万八千円」を「八万五
千円」に改め、同項の二のイの(六)中「十五万千円」を「十四万円」に改め、同項
の二の口の(一)中「六万八千円」を「七万八千円」に改め、同項の二の口の(二)中
「十六万円」を「十八万三千円」に改め、同項の二の口の(三)中「二十五万五千円」
を「二十九万三千円」に改め、同項の二の口の(四)中「五十万四千円」を「五十七
万九千円」に改め、同項の二の口の(五)中「九十万三千円」を「百三万七千円」に
改め、同項の二の口の(六)中「百五十五万二千円」を「百七十八万二千円」に改め、
同表七十六の項中「、1の口の(一)から(六)まで又は1の八の(一)から(六)」を「又は1
の口の(一)から(六)」に、「、1の口の(一)又は1の八の(一)」を「又は1の口の(一)」に
改め、「を、変更認定申請戸数で除して得た額(百円未満の端数があるときは、
百円未満の額を切り捨てて得た額)」を削り、同表七十七の項中「第九条第一項」
の下に「又は第三項」を、「場合」の下に「又は管理者等が選任された場合」を
加え、「二千百円」を「二千三百円」に改め、同表七十八の項中「二千百円」を
「二千三百円」に改める。

別表第二健康部の表四十八の項中「交付の」を「登録申請の」に改める。

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 別表第二都市開発部の表七十一の項及び七十二の項の改正規定 令和四年四月一日

二 別表第二健康部の表四十八の項の改正規定及び付則第三項の規定 令和四年六月一日

（経過措置）

2 住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及に關する法律等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十八号）附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に係るこの条例による改正後の別表第二都市開発部の表七十六の項の規定の適用については、同項中「加えた額」とあるのは「加えた額」を、変更認定申請戸数で除して得た額（百円未満の端数があるときは、百円未満の額を切り捨てて得た額）と読み替えるものとする。

3 付則第一項第二号に規定する規定の施行の際、現に狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）第四条第一項の規定による犬の登録の申請をしている者については、この条例による改正後の別表第二健康部の表四十八の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（説明）

長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）の改正に伴い、長期優良住宅建築等計画の認定の申請等に係る手数料を見直すほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。